

約款改定に伴う個別約款変更に関するお知らせ

大阪いずみ市民生活協同組合

平素は、当生協のガスをご利用いただきありがとうございます。

当生協のガスでは、原料費調整により原料価格の変動をガス料金に反映する仕組みを導入しております。このたび、急激な原料価格の上昇による組合員さまへの影響を緩和するため、原料費調整によるガス料金の変動に上限価格を設定することといたしました。これにより、上限価格を超える分はガス料金に反映されないようになります。本対応に伴い、約款を変更いたします。

1. 改定日

2026 年 10 月 1 日ご使用分より

2. 改定内容

約款の変更をいたします。

3. 対象となる方

取次一般料金契約をご利用中の組合員さま

一般料金 新旧対照表

新	旧
3. 料金 生協は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款 20 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。<u>なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、基本約款 20(2)②を以下のとおり読み替えるものといたします。</u> <u>② 平均原料価格（トン当たり）</u> <u>別表第 3 に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり L N G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）及びトン当たり L P G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が 177,860 円以上となった場合は、177,860 円といたします。</u> <u>（算 式）</u> <u>平均原料価格</u> <u>＝トン当たり L N G 平均価格×0.9476</u> <u>＋トン当たり L P G 平均価格×0.0569</u> <u>（備 考）</u> <u>トン当たり L N G 平均価格及びトン当たり L P G 平均価格は、生協のホームページに掲示いたします。</u> 付則 1. 本個別約款の実施期日 本個別約款は、<u>2026 年 10 月 1 日</u>から実施いたします。 <u>2. 「20 単位料金の調整」(2)②177,860 円(以下「上限価格」という)について</u> <u>各月の平均原料価格が継続して上限価格以上となる</u> <u>ことが見込まれる場合等には、民法第 548</u> <u>条の 4 および基本約款 2 の規定により、上限価格を見</u> <u>直すことがあります。</u>	3. 料金 生協は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款 20 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。<u>なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、基本約款 20(2)②ただし書きの適用はないものといたします。</u> 付則 1. 本個別約款の実施期日 本個別約款は、<u>2021 年 10 月 1 日</u>から実施いたします。